

松阪市

企業版ふるさと納税

ふるさととの夢を実現

私たちのまち松阪は、豊かな自然、歴史ある文化、
多様な産業に恵まれています。

この素晴らしい資源を次世代に引き継ぐとともに、
「ここに住んで良かった…みんな大好き松阪市！」と
感じられるまちづくりを目指しています。



企業版ふるさと納税を通じて、 地方創生を応援いただける 企業の皆さまを募集しています。

企業の皆さまがご寄附を通じて、松阪市の地方創生プロジェクトを応援された場合に、税制改正上の優遇（法人関係税から税額が控除）が受けられる仕組みです。通常寄附の場合の損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）と合わせて、最大で寄附額の約9割が軽減されます。

企業にとってのメリット

社会貢献

社会貢献による企業のPR効果
（イメージアップ）

SDGs の推進

環境保全や脱炭素の取組を応援

市メディアで企業PR

社会貢献による企業のPR効果
（イメージアップ）

企業における課税の特例（税額控除）

軽減効果
最大 約 **9割**！

損金算入による軽減効果
国税 + 地方税

約 **3割**

①法人住民税 + ②法人税

約 **4割**

③法人事業税

約 **2割**

企業負担
約 **1割**

通常の寄附

企業版ふるさと納税を活用した寄附

■ 科目ごとの特例措置

- ・法人住民税：寄附額の4割を税額控除。（法人住民税法人税割額の20%が上限）
- ・法人税：法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。（法人税額の5%が上限）
- ・法人事業税：寄附額の2割を税額控除。（法人事業税額の20%が上限）

※法人住民税、法人税、法人業税については寄附金額に対するそれぞれの控除可能な割合に対して納付税額に照らし合わせた上限があり、どちらか小さい金額が適用されることになります。

■ 寄附額に応じた税控除シミュレーション

※あくまでも目安です。税控除の詳細は必ずご担当の税理士さんにご相談ください。

（1）課税所得 1,000 万円の場合

		寄附無しの場合	寄附有りの場合	差額
①	課税所得 ※寄附前	1,000 万円	1,000 万円	0 円
②	寄附額	0 円	10 万円	10 万円
③	課税所得 ※寄附後	1,000 万円	990 万円	▲ 10 万円
④	法人税等 (③×30%)	300 万円	297 万円	▲ 3 万円
⑤	税額控除	0 円	6 万円	6 万円
⑥	納税額 (④ - ⑤)	300 万円	291 万円	▲ 9 万円
⑦	外部支出額 (② + ⑥)	300 万円	301 万円	1 万円
⑧	手元キャッシュ (① - ⑦)	700 万円	699 万円	▲ 1 万円

※寄附金を10万円支出しても納税額で9万円の節税効果！／実際の支出は1万円！

（2）課税所得 1 億円の場合

		寄附無しの場合	寄附有りの場合	差額
①	課税所得 ※寄附前	10,000 万円	10,000 万円	0 円
②	寄附額	0 円	100 万円	100 万円
③	課税所得 ※寄附後	10,000 万円	9,900 万円	▲ 100 万円
④	法人税等 (③×30%)	3,000 万円	2,970 万円	▲ 30 万円
⑤	税額控除	0 円	60 万円	60 万円
⑥	納税額 (④ - ⑤)	3,000 万円	2,910 万円	▲ 90 万円
⑦	外部支出額 (② + ⑥)	3,000 万円	3,010 万円	10 万円
⑧	手元キャッシュ (① - ⑦)	7,000 万円	6,990 万円	▲ 10 万円

※寄附金を100万円支出しても納税額で90万円の節税効果！／実際の支出は10万円！

寄附を活用させて頂く地方創生プロジェクトをご紹介します

Project 1



住みたい、
住み続けたいまちづくり

- ・魅力あるまちづくりの推進
- ・移住・定住の促進
- ・魅力発信事業 等

Project 2



結婚・出産の希望がかない、
次世代を担うこどもを健や
かに育てるまちづくり

- ・妊娠・出産・子育てまでの
途切れない支援
- ・こどもや子育てを見守り支えること
ができる環境づくり
- ・学力向上の促進 等

Project 3



地域産業の活性化により雇
用を生み、みんながいきい
きと働けるまちづくり

- ・農林水産業の振興
- ・新規雇用創出に向けた環境整備
- ・企業誘致の推進
- ・観光振興の充実
- ・ワーク・ライフ・バランスの推進 等

Project 4



地域の絆を深め、
安全で安心な住みよい
まちづくり

- ・スポーツと連動したまちづくり
- ・地域コミュニティ活性化事業
- ・地域防災力の強化
- ・安心・安全なまちづくり 等

寄附金の活用例

① 森林の循環利用を促進

松阪市では、森林・林業の活性化に向け、「植える」「育てる」「伐る」「利用する」とした森林資源の循環利用を推進する事業に、企業版ふるさと納税を活用させていただいています。



② スポーツと連動したまちづくり

松阪市では、市の中心に位置する「松阪市文化財センター」前をスタートし、市街地と田園地帯を走り抜ける三重県唯一のフルマラソン「みえ松阪マラソン」の開催に企業版ふるさと納税を活用させていただいています。2024年マラソンの部では全国から約8,000人のランナーを迎え入れ、市民と参加者の交流・親睦、さらには松阪の観光、食などの魅力発信につなげています。



企業版ふるさと納税の流れ



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

企業版ふるさと納税を通じて、地方創生を応援いただける企業の皆さまを募集しています。



お問い合わせ・お申し込み

産業文化部 地域ブランド課

〒515-8515

三重県松阪市殿町 1340 番地 1

Tel : 0598-53-4129

制度を活用する上での留意事項

- ・ 本制度の対象期間は令和 7 年度から令和 9 年度までです。
- ・ 自社の本社が所在する地方公共団体への寄附については、本制度の対象となりません。
- ・ 1 回当たり 10 万円以上の寄附が対象となります。
- ・ 寄附を行うことの代償として経済的な見返りを受けとることは禁止されています。